

令和3年12月24日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和3年12月24日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

土見 大介 委員

小高 洋 委員

志賀 勝利 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市民総務部長 荒井 敏 明

産業環境部次長
兼環境課長 末 永 量 太

教育委員会
教育部長 鈴木 康 則

産業環境部長 小山 浩 幸

市民総務部
財政課長 高橋 数 馬

教育委員会教育部
教育総務課長 佐藤 聡 志

事務局出席職員氏名

事務局 長 川村 淳

議事調査係主査 工藤 聡 美

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 貴 裕

会議に付した事件

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますがけれども、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者はおりませんね。

これより議事に入ります。

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についてを議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 おはようございます。

それでは、環境課からまず資料の説明をスタートさせていただきたいと思います。本日の会議の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。令和2年度の清掃工場運転管理・残灰運搬等業務委託についてでございます。環境課からは1ページの表の一番左側、主幹課のところの①起工伺いについて説明いたします。表紙めくって、裏が1ページでございます。

まず、この1ページの表の一番左側にある主幹課のところの、①の起工伺いについての説明でございます。起工伺いにつきましては、契約行為をするに当たって一番最初に起こす起案でございます。担当課である主幹課が「これこれこういう理由で、こういった内容の契約をしたい」という起案によって意思を示すものでございます。ご覧のとおり項目が縦に並んでおりまして、項目の一番下「積算書」とありますが、これを起工伺いと一緒に回すこととなります。

なお、後ほど説明いたしますが、積算書については担当課長が決裁をした後に封をしまして、矢印が右側にずっと伸びておりますとおり、予定価格書を作成するまで開封されないまま保管されることとなります。

では、実際の起工伺いの積算書について説明いたします。隣のページ、2ページをご覧くださいと思います。こちらは、当該契約の起工伺いです。環境課の担当が起案しまして、この起案は市長決裁となっております。また、契約担当課である財政課にも、この段階で合議をしております。

ページをおめくりいただきまして、3ページをお開きいただきたいと思います。こちらは起工伺いの裏面、先ほど見ていただきました各項目について記載しております。件名・委託理由・委託内容、これは後ほど財政課から仕様書の説明があります。そして契約方法、財政課

一任となっております、この契約は一般競争入札で実施されました。以下、ご覧のとおりとなっております。

では、この起工伺いと一緒に回す「積算書」をご覧いただきたいと思います。恐縮ですが、前回の総務教育常任委員会に提出した資料の1ページをお開きいただきたいと思います。前回の資料の1ページになります。令和3年12月11日と左側に書いてある、前回の資料です。よろしいでしょうか。

1ページの一番上に決裁欄がありますとおり、決裁は当時の環境課長でありまして、決裁後先ほど申しましたとおり封筒に入れて封をし、起工伺いと一緒に起案を回します。積算書の内訳については説明は省略させていただきますが、項目としてこの委託に必要なだと考える人員を積み上げた人件費、手当等を積み上げた一般管理費、そして残灰運搬者の燃料費などの車両経費及び消耗品費を足しまして、消費税を加算して積算額総額を算出しております。担当課として、この業務委託にはこれぐらいの金額がかかるだろうという積み上げをするのが、この「積算書」の主旨になります。そして、後に「予定価格書」を財政課が準備するとき、これを開封して内容を確認し、予定価格を決定するための基礎とするというような流れになります。

環境課からの説明は、以上となります。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 続きまして財政課から、指名委員会から8月までの流れについてご説明いたします。

今回の契約行為については、一般競争入札という動きになります。まず担当課から、決裁に向けた起工伺いにつきましては、資料は本日お配りした資料の1ページをご覧ください。1ページのフロー図をご覧いただきたいと思います。指名委員会のところになりますが、担当課から決裁を受けた起工伺いにつきましては、委託の場合は積算金額が500万円以上のものにつきましては指名委員会に諮ることになってございます。

②番の審議というところになります。令和元年12月26日開催の指名委員会で委託事業の概要を基に入札方法やスケジュールを確認し、指名委員会での承認後③番の入札執行伺いとなります。こちらにつきましては資料の4ページから9ページとなります。こちらの入札執行伺いにつきましては、令和2年1月20日に入札執行伺いにより決裁後、7ページをご覧くださいと、7ページの中段の5番の(2)にありますとおり、1月20日から2月7日までを

入札参加申請期間とし、公告を行ってございます。

次に、フロー図の④番の予定価格書の作成になります。資料の10ページになります。資料の10ページです。本委託の予定価格書作成者は、積算額が5,000万円以上でございますので市長が予定価格書を作成することになります。2月4日に作成し、封印を行うということになります。

次に、11ページ・12ページになります。こちら、入札参加申請になります。2月6日に塩釜清掃センター1者から参加申請があり、受理を行ってございます。

次に、入札執行になります。こちらについては、次のページ13ページと、前回資料の2ページになります。その中で、入札経過調書及び入札書、2ページにありますのが実際に出された入札書になります。こちらを見比べていただきますと、入札の1回目で7,200万円で落札しているという状況でございます。同日で入札参加資格要件の事後審査を行いまして、フローにもございます2月18日の指名委員会での審議・承認により落札者を正式決定するということになります。

その指名委員会の承認後、14ページにありますが2月19日付落札決定通知により業者に通知をいたしまして、2月21日に契約締結となります。それにつきましては、15ページになります。契約締結の起案については15ページ・16ページで、実際の契約書については前回資料の3ページからとなります。今回の資料の15・16ページ、前回資料の3ページからということで契約を締結という流れになります。あと、契約書の中に仕様書もとじ込むという形になります。指名委員会から契約までの流れについては、この委託については以上となります。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 では引き続きまして、2番の令和2年度廃棄物埋立処分場施設管理業務委託についての説明でございます。こちら、中倉埋立処分場の管理委託ということでございます。恐縮でございます。今回の委員会の資料の17ページをお開きいただきたいと思います。12月24日付の資料の17ページでございます。

先ほどの説明と同じく、一番左側の主幹課であります環境課が起工伺いを作成しました。

次のページ、18ページをご覧ください。こちらは担当が起案し、産業環境部長の決裁となっております。ただし、契約担当課である財政課にもこのタイミングで合議を行っております。

そして、たびたびすみません、次のページ。ページをおめくりいただきまして、19ページをお開きいただきたいと思います。先ほどの清掃工場管理委託と同様に、委託件名から委託理

由などを記載しております。この契約につきましても、4の契約方法にございますとおり財政課一任とし、契約は一般競争入札で行われました。以下の項目については、ご覧のとおりとなります。

次に、積算書をご覧いただきます。たびたびすみません、前回の資料の20ページをお開きいただきたいと思っております。こちら、ページ中段からが積算の内容となります。中倉埋立処分場におきますごみの選別や破碎、埋立作業を委託するものでありまして、破碎機や油圧ショベルなどの特殊車両を運転する特殊運転手1名と作業員3名を想定した内容となっております。それにより、先ほどの清掃工場管理委託と同じく人件費、一般管理費、そしてページが移りまして21ページになりますが消耗品費・車両経費を計上し、消費税を加えて積算総額を算出しております。

決裁は同じく環境課長、決裁後に封をして起工伺いとともに決裁を回しております。まずは、環境課からの説明は以上でございます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 続きまして、同じく指名委員会以降の流れについてご説明いたします。この委託についても、一般競争入札になります。

まず、同じように審議になります。17ページのフロー図をご覧いただきますと、令和元年12月26日に指名委員会を行いましてその承認後、入札執行伺いという流れになります。

資料の20ページから25ページまでが、入札執行伺いとなります。23ページの中段あたりに、令和2年1月2日から2月7日までを入札参加申請期間として公告を行ってございます。

続きまして、この委託に係る予定価格書の作成になりますが、26ページになります。当委託の予定価格につきましては、積算額2,000万円以下ということで担当部長が予定価格書を作成することになってございます。2月7日に作成し、封印を行っております。

続きまして、27・28ページが入札参加申請になります。2月6日に塩釜清掃センター1者から参加申請があり、受理を行ってございます。

次に、入札執行になります。2月10日に実施しておりますが、次のページの29ページの前回資料の22ページになりますが、前回資料の22ページです。こちらが、ご覧いただきますと入札1回目で1,500万円で落札しているということになります。同日付で入札参加資格の要件に事後審査を行い、2月18日に指名委員会での審議・承認により落札者を決定してございます。

承認後、30ページになりますが、2月11日付で落札決定通知により業者に通知し、2月21日

の契約締結となります。そちらにつきましては31ページ・32ページにその契約締結の起案、また前回資料の23ページ以降に実際の契約書をつけてございます。

以上が、契約までの流れになります。

続きまして、次の委託につきましてご説明させていただきます。34ページをお開き願います。今回資料の34ページになります。起工は令和3年1月8日で、委託内容は本庁舎正面玄関のヒマラヤ杉の伐採等を行うものでございます。

35ページには、この委託内容の予算額104万円以内や、契約方法、支払方法等について記載してございます。

恐れ入ります。前回資料の151ページから158ページ、前回資料になります。こちらについて、積算書になりますが、起工伺い時の添付資料ということでつけてございます。

次に、こちらの契約までの流れについてご説明させていただきます。この委託につきましては500万円以下のため、指名委員会の案件にはなってございません。入札執行伺いとなります。今回資料の36ページになりますが、令和3年1月21日に入札執行伺いにより指名業者を選定してございます。

今回資料の37ページ・38ページには、具体的に市内に営業所を有し、樹等剪定での登録がある業者を指名業者を選定してございます。決裁後、今回資料の39ページから40ページの入札執行についてで業者に通知をしているところでございます。

次に、今回資料の41ページになります。本委託の予定価格の作成者は、500万円以下ですので担当課長となります。1月29日に作成し、封印しているところです。

次に、入札執行になります。42ページになります。また、前回資料の159ページから162ページをご覧いただきたいと思います。こちらの入札書と入札執行表を見比べていただきますと、入札1回目で森山造園さんが93万円で落札しまして、契約を締結するということとなります。契約締結につきましては、今回資料の43ページと前回資料の163ページ以降に契約書をつけてございます。こちらにつきましては、本庁舎敷地内危険木伐採・抜根委託の契約までの流れとなります。

説明は以上です。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 それでは、次に平成31年度の清掃工場施設・残灰運搬等業務委託についてでございます。先ほど説明した令和2年度の委託の、前年度における契約とな

ります。資料ですけれども、今回の資料の44ページをお開きいただきたいと思います。今回の資料の44ページでございます。同じく主幹課は環境課でありまして、起工伺いの起案を立てております。

たびたび恐れ入ります。ページをめくっていただきまして、45ページ・46ページをお開きください。右側46ページ側の起工伺いの裏面になります。この契約については、随意契約による委託契約を環境側から希望した内容でありまして、4の契約方法で「随意契約を希望します」とあり、次の5の契約の相手方では協業組合塩釜清掃センターを挙げているところが、先ほどの令和2年度と大きく異なるところでございます。

次のページ、47ページをお開きください。本契約は随意契約を希望しているため、その理由についてご覧の理由を起工伺いに記載しております。1の概要は飛ばしまして、2の計画においては協業組合塩釜清掃センターがいわゆる合特法という法律の法施行によって設立されたこと、その背景に塩竈市が当該組合を支援する目的からこれまでに委託をし続けてきたことが記載されております。

また3の根拠には、当該組合に十分な知識と技術があること、これまでどおり支援することで安定したし尿収集・運搬体制に死することができ、かつ事業転換を促すなど指導・育成が図れること、国の通知における一般廃棄物処理業の安定確保という主旨に合致するだろうということを挙げております。いずれにしましても、先ほどご覧いただいたとおり現在は当該委託・一般競争入札となっております。

次に、積算書についてであります。恐れ入ります、前回の資料の184ページをお開きいただきたいと思います。11月11日の資料の184ページでございます。積算概要は、人件費として給料や手当等の積上げを計上しているほか、被服費として消耗品費を計上しております。

また、次のページの185ページになりますが、残灰運搬のための車両経費を計上しております。これらの合計を加えまして、係数を掛けて諸経費を算出し、その合計と消費税を加えた総額を積算額としているところでございます。

環境課からの説明は以上でございます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 続きまして見積徴取委員会から、契約までの流れについてご説明いたします。

まずフロー図は、今回資料の44ページをお開き願いたいと思います。本委託につきましては

随意契約のため、指名委員会と同メンバーで構成されます2月22日開催の見積徴取委員会において、②番になりますが随意契約や一者指名の妥当性について審議を行います。その承認後、見積徴取伺となります。

資料の48ページをご覧ください。48ページと49ページで、見積の徴取についてということ起案を行ってございます。2月28日に起案を行ってございます。この決裁後、続きまして50ページ・51ページ、今回資料です。すみません、今回資料の50ページ・51ページで、見積徴取についてということで業者に通知をしております。

次に、予定価格書の作成になります。今回の資料の52ページになります。本委託の予定価格書作成者は、5,000万円以上でございますので市長ということになります。3月15日に作成し、封印をしております。

次に見積徴取になりますが、今回資料の53ページと前回資料の186ページから188ページの見積書というものをお開き願いたいと思います。この資料を比べていただきますと、入札の3回目で予定価格を下回り落札し、契約という流れになってございます。契約につきましては、今回資料の隣のページの54ページ・55ページで、その実際の契約書につきましては前回資料の189ページ以降で契約書をつけながら契約締結について伺いをし、契約という流れになってございます。

説明は以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 では、続きまして5番目の塩竈市立小中学校空調設備設置事業その1について、教育総務課から説明したいと思います。今回資料の56ページをお開きください。基本的に、今回資料をベースにご説明させていただきたいと思います。

塩竈市立小中学校空調設備整備事業その1でございます。これはプロポーザル方式による随意契約でございます。プロポーザル方式を採用したのは、平成30年度記録的な猛暑を記録し、学校における熱中症対策が急務であったことから、民間事業者の技術やノウハウを生かし、設計と施工を一体として発注することで設備の整備実現をすることを目的に行ったものでございます。

なお、資料は133ページまでとなっておりますので、ポイントを絞ってご説明します。

まず①指名委員会へ案件付議でございます。先ほどご説明した理由から、プロポーザル方式を採用するためにその内容を指名委員会に諮るものでございます。資料は57ページでござい

ます。今回資料の57ページ、「記」書きにありますとおり塩竈市立小中学校空調設備整備事業その1からその4までを行おうとするものでございます。

56ページに戻っていただきまして、②審議でございます。プロポーザル方式の採用について承認をいただくものでございます。たびたび恐縮です、この資料の58ページでございます。起案の概要欄にございますとおり、委員会を開催する時間的余裕がないことから、回議により承認をいただいたものでございます。

恐縮です。また56ページに戻っていただきまして、承認の後その左側、平成31年3月1日から22日まで、こちら塩竈市のガイドラインに基づき3週間公告をいたしました。その1及びその2については参加表明がなかったところでございます。

これを受けまして、再度公募型プロポーザルを実施するため、③指名委員会へ案件付議いたしました。資料は今回資料の59ページになります。参加表明がなかったその1・その2をこの「記」書きの部分にありますとおり塩竈市立小中学校空調設備事業その1・その2・その5の3つに分けて、より対象となる学校の近接する場所にして募集を行ったものでございます。

隣の60ページが指名委員会で、ページ中段承認内容にありますとおり塩竈市立小中学校空調設備整備事業その1について公募型プロポーザル方式の採用・事業者選定を選定委員会に一任する旨承認されたものでございます。

56ページにお戻りいただきまして、左側⑤の公募型プロポーザルの実施でございます。実施の内容をまずご説明します。先ほど申し上げました選定委員会の設置、平成31年2月27日に設置しております。4月1日公告、ホームページで行っております。平成31年4月1日から4月22日まで公募、参加表明1者でございました。なお、この参加表明に当たり、表の右側⑥プロポーザル参加申請・提案書提出がされております。

続いて4月23日には、この提出された参加資格提案書を審査し、4月24日には当該事業者によるプレゼンテーションの審査、4月26日が選定委員会にて最優秀交渉権利者の決定をしたところでございます。

添付資料の内容を説明させていただきます。今回資料の61ページから63ページまで、先ほどの選定委員会の設置要綱でございます。

続いて、64ページでございます。起案下の概要にありますとおり、プロポーザルによる選定に当たり外部有識者として一般財団法人宮城県建築住宅センターの理事長にアドバイザーの

就任をいただいております。

続いて65・66ページですが、塩竈市立小中学校空調設備整備事業公募型プロポーザルの公告の実施起案、67ページから69ページまでがホームページの掲載内容でございます。こちらの67ページからのホームページについては、最優秀提案者決定まで記載されておりますが、今回の公告の部分は67ページの中ほどプロポーザルの再公募について平成31年4月1日更新の部分でございます。

続いて、詳細内容の説明は割愛させていただきますが、70ページから77ページが今回の公募の募集要項となっております。70ページから77ページが公募の募集要項、78ページから91ページまでが要求水準書、92ページから105ページまでが様式集となっております。

続いて、106ページでございます。このプロポーザルへの参加表明は1者でございましたので、その参加資格確認書類でございます。裏の107ページが参加表明書、108ページが参加資格確認申請書兼契約書です。109ページから提案確認書類及び提案価格に関する提出書類です。110ページが提案書類提出届兼誓約書、111ページが提案価格書となっております。

なお、112ページは提案書の目次となっております。

続いて、113ページでございます。こちら起案の概要欄にありますとおり、先ほどの参加資格確認申請書類の確認し、参加要件を満たしている旨応募者に通知するものでございます。

114ページです。選定委員会にてプレゼンテーション・審査の結果、最優秀提案者について概要記載のとおり指名委員会へ報告したものでございます。

116ページは指名委員会への通知でございます。裏面の117ページは、選定委員会の採点表でございます。これに基づいて、118ページ・119ページは118ページの概要欄に記載がありますとおり、選定結果を応募者へ通知したものでございます。

120ページは、承認内容にありますとおり指名委員会から選定した事業者を最優先交渉権者として承認いただいたものでございます。この流れ、全体でございます。

今回の56ページにお戻りください。56ページでございます。指名委員会の承認を受けまして、⑨起工伺いとなります。起工伺いには、工事名から以下記載のとおりの内容でございます。具体的には、今回121ページから125ページになります。121ページは起案、122ページがその概要、特に122ページの13の契約方法ですが随意契約を希望とし、これは14番随意契約理由として公募型プロポーザルの結果によるものでありますことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、塩竈市契約規則第15条第1項第1号に基づく随意契約としたものでござい

ます。

123ページ、124ページ、125ページが対象となる第一小学校・第三小学校の配置図となっております。

なお、こちらの起工につける設計書については、大変恐縮ですが前回の令和3年11月11日にお出ししました別冊1になりますが、塩竈市立小中学校空調設備整備事業その1の別冊1の1ページから記載されておるところでございます。

教育総務課からは以上でございます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 続きまして、契約までの流れについてご説明いたします。今回の案件につきましては、随意契約というふうになります。

まず、今回資料の126ページ・127ページをご覧いただきたいと思います。こちらにつきまして、令和元年の7月19日に見積書の徴取についてということで伺いを立ててございます。その決裁後、今回資料の128ページ・129ページで見積徴取についてということで、業者に通知をしてございます。

次に、予定価格書の作成になります。今回資料の130ページをお開き願いたいと思います。130ページについて、本事業の予定価格書につきましては5,000万円以上となりますので、作成者は市長ということになります。7月31日に作成し、封印をしてございます。

次に、見積徴取になりますが、今回資料の131ページと前回資料の別冊1の82ページ・83ページをお開き願いたいというふうに思います。この2つを比べていただきますと、見積経過調書で2回目で7,000万円で落札しているという内容になってございます。

続きまして、今回資料の132ページ・133ページ、あと前回資料の別冊1の84ページになりますが、8月9日に契約締結についてということで起案をし、決裁というふうになってございます。これによりまして、起案している内容になってございます。

以上が契約までの流れでございまして、今回の案件に係る資料の説明は以上となります。

○鎌田委員長 では、これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いします。志賀委員。

○志賀委員 まず初めに今回資料の56ページ、小中学校のエアコンの導入についてですが、まずお聞きしたいのはこの案件が議案になったのは平成31年の2月27日ということで、資料の61ページ見ますと起案が2月27日で、即日市長決裁が下りて、その中で決裁の判こが副市長・教育長・教育部長・教育総務課長、それから係員、それから合議として市民総務部長・次

長・課長補佐・係長2人の判こが押してあるわけですが、こんなにスムーズに判こつていうのは押せるものなんですか。ちょっとその辺お聞きします。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回の起案について市長までの判こということでございますが、こちらについては先ほど申し上げたとおりどうしてもできる限り早くエアコンを整備したいという主旨のものでございますので、関係各部課長さんを回りながら決裁いただいたというところでございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 答えは、余計なこと要らないの。私が聞いたことだけ、スムーズにお答えいただく。「できるんですか」ということで「できました」か「できない」のか、それだけでいいんですね。時間がないんだから、余計なこと言わないでください。明確にお答えるようにしてください、お願いします。

結局緊急事態、急いでいたという割には、その後の工程っていうのは割とのんびりしているんだよね、不思議なもので。そして決裁が下りました、今度58ページの指名委員会ですか。これは「時間がないために、回議を行いたく」と、この回る「回議」というのはどういうことなんですか。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 指名委員会を開かずに、職員による持ち回りの決裁ということになります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 要は、回覧板ですね。回覧板だね、回覧板。回覧して、判こ押すってことでしょう。そういうことでないんですか。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 各委員に説明をしながら、起案の持ち回り決裁をいただいたということでございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 説明をしながらっていうのは、誰が説明しながら歩くんですか。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 起案の担当者が説明を行いながら、決裁に回ったということになり

ます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それでそうすれば、もう最初からプロポーザル方式と決まっていたわけですね。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 最初からというか、こちらについてはプロポーザルでやりたいということで今回上げさせていただいたということでございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そのプロポーザルでやりたいというのは誰が決めたんですか、教育部内で。誰の発案で決めたんでしょうか。決定は、どうやって決定したのか教えてください。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらについては、教育部内で早期着手・契約に向けて、教育部内で決定いたしました。その後、市長・副市長と協議させていただいたと。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 課長はその当時いたんですか、教育部内に。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 いないです。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 いないんでしょう。分かんないよね、決めた経緯はあなたね。あなた分かんないと思うよ、だから答えられないんだ。そういういい加減な答えしないでほしいの。なぜ決めたかという決めた根拠があるわけですよ、プロポーザル方式ね。

それと、そのときから既にガスに決まっていたんだよね、これね。決まっていなかったんですか、その辺お聞きします。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 大変恐縮でございますが、こちらの熱源及び発注方法については部内で協議の上、市長・副市長とも協議を行いながら決めていったものでございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃあ部内でガスに決めたという話ね、ガス方式に。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 もちろん、市長・副市長とも協議をさせていただいた。

部内で検討した上で、市長・副市長とも協議させていただいております。その上で、方向性をいただいております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そのプロポーザルとかということについては、市長が決裁判こ押したときはじゃあ決まっていなかったわけですか。当時いなかったから分かんないよね、答えようないよね。いいよ、答えなくて。

それで、今回56ページで見ますとプロポーザル方式採用についてということで、それで確かに決めたということですよ、教育部内でね。それで、確かに決めました。それで、私が当時の予算特別委員会で「ガスにした理由は何なのか」「優位性は何なのか」ということを聞いたら、「コストが安いからです」という答えをいただきました、阿部部長から。それで、私は「じゃあ、その比較した資料があるんですね」と言ったら、「あります」と答えられました。「じゃあ、その資料ください」というお願いをして質問をやめたわけですが、なかなか来ないんで1か月後に電話して「資料どうなったの」と言ったら、「いや、ちょっと待ってください」と。要は、資料なかったんだよ。何も比較をしないで、ただ最初から「ガスありき」だった話なんだと私は理解しております。

それで、その後も結局は連絡が来て、「次回の定例会まで待ってください」という話だったのね。その次の定例会まで待って、資料が出てきました。簡単な資料なのね、A4にぺたっと並べて。こんな資料が何ですぐ出せなかったのかなど。比較検討した推移だったらだよ。そして業者に見せたの、資料を。そうしたら、「これうそ」「それうそ」っていろいろなそが出てきたんです、比較資料の中でね。だから、ガス方式というものは定期点検を10年に1回しなきゃいけないというので、結構な金かかると。「そういうことを含めると、決して安くないよ」という話でありました。

そういった中で、我々議員がよく知らないんで、そのまま緊急に迫られてオーケーはしたわけですけども、ただこの計画方法については私はずっといかなものかという疑問を持っていたんですね、そういう今お話ししたような形でね。

この56ページのところ上から2段目に、左側ね。公募型プロポーザルを実施（参加表明なし）と書いてあります。それでお聞きしたいんですけども、これは公募はどういう形でやられましたか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 公募は、ホームページに掲載させていただいております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 私もちよっと見たんですけれども、塩竈市の入札関係のやつで「入札公告」というページなんです。そこに載っかるのが常だと思うんですけれども、当該はどこに載っけました。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 ちよっと確認します。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 なぜこういう質疑をするかという、塩竈市内のこういった設備関係の業者さんが、この事業の公募を全く知らないんですよ。知らないの、誰も。知っていたのは共和建工さんだけみたいだね、という業界内の話です。それもまたおかしな話ですね。結局、教育部にアクセスしないと、そのあれが分からなかったような載っけ方をしていたのかなということを伺いたいよね。そこのところ、その事実関係を調べてください。

○鎌田委員長 回答ありますか。志賀委員。

○志賀委員 まず、そういうことですよ。それで、1者しかなかったということで終わったわけですが。

それで今度続けてお聞きしたいのは、この別冊資料1ですね。11月11日提出のね。ここで1ページ目に設計書と出てくるわけですけれども、ここに大和田さんという形の判こがあります。この大和田さんという方は、私見聞きすると決して技術畑の方ではないような気がするんですが、そういった方がこういったものの設計をすることが可能なかどうか。知識を持ったかどうかということをお聞きしたいのと、この設計書にはいつ設計したという日付が常にないんですね、塩竈市の場合ね。不思議なんです、何でないのか。設計したら設計した、完了の日付ぐらいちゃんと書類として入れておくのが普通なのではないのかなと。そこに、後でいろいろなやり取りするために都合が悪いので、日付を入れないのかなとか、そんな邪推をしたくなるんですが。

まず、この大和田さんがこの設計書をつくるだけの知見があった人なのかどうか、ちよっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 当該職員については、建設関係の有資格者でもありまして、また従前よりの学校の工事等やっておりますので、決定する能力はあったものと考えております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 あるのかないのかだけ教えてください。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 あります。

○志賀委員 あるのね。分かりました。それで、これをつくった日付はいつか分かりませんか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらにつきましては、今回の資料の56ページなんですけれども、56ページのところの⑨の起工伺いというのがございますが、この起工伺いの方に設計書を添付いたしますので、こちらの起工については今回資料の121ページになります。ですので、7月11日が設計当初の日となります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、大和田さんが設計したんじゃないくて、業者が設計したやつをパクっているんじゃないの。本来であれば、予算の金額を出すときに概算を設定して、絶対予算金額を出すはずですよ、違いますか。そうしないと、金額分からないでしょう。じゃあ、その最初の予算を取った金額は、誰がはじき出したんですか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 この職員でございます。大和田でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 だとしたら、こういった設計というのはそのときに出てこなきゃおかしいんじゃないの。そして、この設計に基づいて仕様書をつくって単価を決めて、製品の仕様書をつくって業者に「こういう仕様でやりなさいよ」「見積りしなさいよ」というのが、いかにプロポーザル方式だっけさ。そういうことが必要なわけでしょう。

それと、共和建工さんに結果として決まっただけなんですけれども、この共和建工さんは私の知る限りでは町の大工さんですよ。設備屋さんじゃないですね。そうすると、この設備に対する専門的見地は、設備専門にやっている業者の方よりもはるかに劣っているはずですよ。だけれども、プロポーザル方式という選択をしたときに、民間事業者の知見を利用してというけれども、その目的から外れているわけだ、最初から。しっかり利用されていないんだもの、

と俺は感じたわけ。

だから、そういう怪しいことが行われてきたということ、私は委員の皆様にご承知いただきたくて、これを取り上げたんです。あなた方がやったわけではない、佐藤教育総務課長・鈴木教育部長がやったわけじゃないから何とも言えないでしょうけれども、現実的には私の言っていることおかしいですか。あなた方、疑問感じない。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回プロポーザル方式ということでございまして、詳細設計までしてやった形ではございませんが、予算上限額を定めるに当たっては機器についての見積徴取、あと近隣自治体のそういう整備の概算費用などを集めさせていただいて、まず予算上限を定めさせていただきました。詳細設計については、プロポーザルで提案いただいた内容を基にプロポーザルによる随意契約ということで締結させていただいております。

あともう1点、共和建工につきましては工事のAランクの事業者でございます。そういったこと等、また今回のプロポーザルに当たっては協力企業というのがございまして、例えば空調についてはこの事業者、あと電気・設計管理についてはこの事業者ということで、協力企業と一緒にご提案いただくというような内容になっております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それは、どうにでも言い方はできると思うんですよ。だけれども、知見を利用するんだったら別にちゃんと地元の人たちがいるわけだから、それで見積というか参考の書類を取ったって言ったさ、引き合いでね。それを利用したと。ということは、その取った業者にはそういう事業があるということが既に漏れているわけだし。違う、違いますか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 知見を集めたということでは、業者はある程度「そういったことなのかな」というふうに思ったかもしれません。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 いいんです、素直に。あなたの責任じゃないんだからね。そういうことが行われてきたという事実だけ認識してください。そういうことだとすると、その業者がひょっとしたら共和建工さんかもしれない。そうすると、そういうところは情報を取っていれば当然短期間での見積がそういうところは可能なんです。だけれども、ほかの業者では見積ができないという状況になってしまうわけね。

というのはなぜかという、例えば今回資料の67・68ページ見ますと工程が書いてあります。それで4月8日・9日・10日で現地見学をして、それで22日まで企画提案を下さいという工程なわけですよ。そうすると、土日が2回入るわけ。実質7日間しかないのね、業者の人が検討するためには。これだけの規模の事業を、7日間やそこらでプロポーザルできるんですかという、とても市内のその専門業者の方はできないとおっしゃっていました。

さっき言ったように、ホームページ見てもなかった、どこに出したんだやと。要するに、自分たちがいつも見ている塩竈市の入札公告のページの中にはなかったという話で、まあ見落とししたのかもしれませんが、そういうふうに言っていました。これ、複数の方が言っていますからね。だから、そういうことがやはり今後起きないようにシステムを、構築していただけないかなという思いであります。

それと、1回目で決まって、そのあと4件あったわけですよ。それがあつたらば、取りあえず案内あるのかなと思ったら、何も案内なく結局なかったんで、全部随契で残りも決めましたという、結果として話になっているわけですけども、結局専門業者の方々は全くつなばり敷に置かれたままで、当時あのかとき建設新聞にこの記事が出たんですね。それで、業界の方がみんなびっくりしたわけです。「ええ、こんなの知らない」「誰も聞いていない」「何であそこだけ出来上がるんだべ」という案件なんですよ。

だから、結局我々も疎いからそういうことを見逃してしまうんですね。今佐藤教育総務課長おっしゃったような「プロポーザル方式で、どうたらこうたら」だの。ところが、詳しい人がこういう資料を見ていると、いろいろな落とし穴が見つかっていくと。結局指名委員会なくて、持ち回りでただ説明してやる。そうすると、プロポーザルが最初から決まっていたんだということが分かる。指名委員会で決めたんじゃないやなくてね、誰かの指示でプロポーザルが決まっていたんだ、それとガスも決まっていたんだという姿が浮かび上がってくるのではないかなとを感じるわけですね。

それで、結局はさっき言ったように、ガスが圧倒的にランニングコストは高い。もし安いのであれば、世の中のエアコンはみんなガスになると思う。ガスエアコンがなぜ少ないの。単純に考えてください。だって高いからでしょう、要は。いろいろな優位性はあるかもしれないけれども、トータルランニングコストは高くなるから普及しないんでしょうということなのね。

だから、そういうことをいろいろ考えると、やっぱりこういったプレゼンテーションという

言葉一つとしても、例えば私が一番初め議員になったときに出くわしたプレゼンテーションって何かと思ったら、これ防災無線ね。これのアナログからデジタル化になる触れ込みでして、「ああ、デジタル化になるんだ」と。そうすると、物すごくよくなるのかなと期待したら、ご存知のとおり指向性が強くて全く聞こえない代物であった。その後、常任委員会で、あのときは総教でしたかね、先進地視察で長岡市に行ってきたんです。長岡市では、このデジタルの防災無線入れていたんで。聞きに行ったら、「4分の1やったんだけど、前より悪くなったのでやめました」「それで、防災ラジオに切替えました」という話を聞きました。

5億円も投資するんだったら、やっぱりやっている先に行って、状況を聞いてからやるくらいの配慮が塩竈市にはないのかなと私思ったんですよ、あのときね。何ということをやったのかと。だから、この10年間ずっとそういう思いの延長なんですよ。もうちょっと職員の方々がしっかりと日常その他、やっているんでしょうけれども、やっているつもりなんですよけれども、私から見ていくと何かちょっとひとつ抜けているなという感じが多々あります。

ですから、そこのところをやはり気持ちを引き締めて、もうちょっと自分たちの仕事の中身というのを見直して、市民に恥じないような仕事をしていただきたい。「ええ、こんなことやっていいの」、上から「そんなことやっていいのかな」と思うようなところが回ってきたら、いかななものですかというくらいの気持ちがないと、宮仕えだから難しいかもしれないけれども、そのぐらいのことがないと現にこういう悪い流れというのがなかなか改まっていかないのかなというふうに思うんですね。

だから市長も変わったことですし、職員の方も私からこんなことを言われて、「こんなのやりたくないや」って思うかもしれませんが、やっぱり立て直すいいチャンスなんですからぜひ立て直して、少しでも塩竈市をよくしていただきたいなと。すかつと晴れた青空の下にいろいろなことを話ができるような市政にしていきたいなという感じを受けています。

言い出したら本当きりないですよ。だって多分答えられないでしょう、あなた方ね、私の問いかけに対して。だって担当していないわけだ。その責任問い詰められても、どうにもならないことですよ。私も別に問い詰める気はありません。ただ、そういう現状もあったということ認識していただきたい、それだけです。それで、じゃあ今後どうするかというこ

とを考えていただきたい。

それで、教育部門の方々に何回か今の質疑しています。だけれども、うそを言うんですね、課長さんたちね。うそを言って、その場を逃れる。別なことで、そう思ったんです。教育という現場にいてうそをついたら、信用を失ったら、子供たちと接するときになじよします。子供たちは、大人の本性を見破ります。

○鎌田委員長 志賀委員、契約関係からちょっと離れてきました。

○志賀委員 はい。それで、あと設計能力があった。それで随意契約したという理由もおおよそ分かりました、背景はね。結局そういった出来レースがあったということだろうと、私は理解しております。

それと設計書について、ほとんど設計書には日付がないんですね、積算設計書はね。だから、これはやっぱりちゃんと入れて残すというような仕組みにしたらいかがですか。

○鎌田委員長 回答はどうですか。荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 おっしゃるとおり、積算書・設計書に日付が入っているところが、今のシステム上でないのだなというふうに思います。ちょっと確認する話もありますので、内容ちょっと確認させていただきます。

なお、先ほどの決算月日はあくまでもこのように起案がついて、それで決裁をいただくという別書きがありますので、そのような今回資料としては入れさせてもらっています。この積算書にも、様式として加えられるかどうかということ、加えるような形でこちらを整理したいというふうに思います。

ありがとうございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 私いろいろな事業で設計書を見てきましたけれども、ほとんど日付はないですね。だから、それをきちんと設計者の方は分かるように、やっぱり日付を入れるということをして、そうするとそういう流れというのが見える化になるし、そっちをぜひお願いしたいと思います。

それと、もうあらかじめこの件についてはお話ししましたので、要はガスの問題についてはそういった問題が隠れていたというところで、今後何かそういうときはちゃんと我々に理由の説明がつくような形で物事を決めていただきたい。「比較した資料があります」って3か月も出てこないのでは、なかったんでしょうという思いになります。何を基にやったのかとい

うことが明確にならないんですよ。だって、資料1つだけなんだから、出せるといったらその場で出せるわけでしょう。手元になくても、いつも誰かが行って持ってきますよね、答えを持ってきますよね。そういうもんでしょう。それが、その場で出せないということはなかったからでね、それはこの10年間いろいろいっぱいありました。そういうの見てきていますので、よく分かります。

そういうことで、ひとつこの学校の問題についてはもう一回反省していただいて、今後ないように努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 ご指摘踏まえて、今後しっかりと対応していきたいと思っています。

それと、あと先ほどのホームページの掲載の件でございますが、確認したところ教育委員会のホームページに記載しておりました。

○鎌田委員長 志賀委員、もっと続きますか。ちょっと休憩を取りたいんですけども。

○志賀委員 まあ出たんで、結局案の定ということなんですね。見ないとそういう対応。

○鎌田委員長 じゃあ、暫時休憩いたします。答えてからですか。

○鈴木教育委員会教育部長 志賀委員からいろいろご指摘いただきました。改めて今回の流れを私ども確認する中で、こういったことなのか、こういう流れだと自分たちでも、私もちょっと全体を把握できたという状況です。ガスを選んだときの根拠資料というのが、令和元年度の協議会に出した資料が私どもに残ってしまっていて、それで比較したんだというのが分かるんですけども、その前段もっと詳しいものとかも含めてもっとあるのかどうか、もう一回調べてみたいと思います。

あと、県内の空調について調べた経過があるんですけども、都市ガスを引いている町はガスのエアコンが多いというのが傾向でありました。ないところについては、電気のエアコンだったということもあるので、そういったことでランニングコストがやはり低いのか、そういうのも含めて改めてそういった傾向でガスを引いているところはそのエアコンが多かったというのを、私ども把握しております。改めて、そういったコスト計算もしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鎌田委員長 じゃあ、休憩を取りたいんですが、5分では短いですか。じゃあ、再開は5分後、16分といたします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 16 分 再開

○鎌田委員長 では、短かったですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの志賀委員の発言中、不適當な部分がありましたので、取り消したいという申出がります。志賀委員、発言をお願いします。

○志賀委員 何か思わず私、「つんば棧敷」という言葉を使ったようでありますので、ちょっと差別用語に今はなるようですので、この部分取り消したいと思います。

○鎌田委員長 お諮りいたします。志賀議員の申出のとおり取消しの申出を許可することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしですね。異議なしといたしまして、取消しといたします。

では、ほかの質疑者はおりますか。では、菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

私から、今、志賀委員から質疑ございましたけれども、先ほど資料も様々出していただきまして、苦勞を初めて私もお勉強させていただきました。資料も多くなったわけですが、資料として多分出されたと思うんですけれども、何点か私も契約の関係で質疑させていただきたいんですけれども。

今現在東日本の震災後、それから東京オリンピックとかコロナ禍も現在猛威を振るっているんですけれども、不況という形で現在建設業界も大変厳しい何かがあるわけなんですけれども、その原因としてはやはり原材料の高騰というのがあるんですよ。そういった中で、原油が高騰しているというようなデータとか、あと物流が停滞しているということで、事業に携わる人材不足も含めてそれもやはり不足しているということで、今回公共の事業なんかも影響を受けているということがあると思います。

例えば、浦戸の不調になった水道事業なんかもそうだと思うんですけれども、あと再開発、これは民間でやったんですけれども再開発なんかも工事の値段も高騰してしまうという原因もあったわけなんですけれども、そういった中で工事の積算見積がどのようになっているのか、その辺をお伺いしたいと思うんですけれども、財政課長がいるものですから、その辺よろしくをお願いします。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 工事の積算というのは、基本的に単価というものは独自ではなくて、ともかく県のいわゆる労務単価というものをベースにして使っています。ですから、昨今の価格というのがさらに上昇してきているということもありまして、その都度見直しをされている。こちらはその都度見直しされた単価を使っているというふうに、私ども気をつけています。

それでも、入札の時期になってくるとさらに上がってきているケースもあって、結果的に不調になっているという場合があります。仮にですけれども、どこかの時点で応札者がいて、入札・落札したにしても、その後の物価上昇というのもございます。そういったケースにあつては、いわゆる物価スライド条項というのがありますので、契約者いわゆる請負者を保護する方法というものもございます。

ただ最初に基本的な契約、ここに結びつくのが今非常に難しいというのを、現状として認識してございます。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 不調に終わった場合、多分今までもあったと思うんですけれども、それは入札ができないということで随契に変わっていく可能性があると思うんですけれども、その中で一番安い業者との話合いが行われて、それで業者と応ずるか応じないかということで多分いくと思うんですけれども、でも応じない場合が結構あると思うんですよ。そういった場合に積算の見直しというのはされているのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 一般的に、いわゆる不落随契というものは、最低でも2回は入札を行います。例えば1回で不調になりました、さらにもう1回不調がありました。その後、不落随契にするかどうかというのを追及します。その時点で積算書も変わってきますので、不落随契にいく前に内容が変わっていくということになれば、基本的には内容を変更して、競争入札に付していくというのを大きな基本にしています。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

あと、今官と民の連携で今後の方向性がいくと思うんですけども、価格の高い・安いだけではなくてやはり民のノウハウを取り入れることがこれから求められるのかと。そういった意味で、先ほどのエアコンなんかプロポーザルとかといういろいろな部分であると思うんですけども、そういった提案なんか今後増えてくると思いますけれども、その辺の基準を置くのはどういうふうにして内容をそういった内部の方が行っていく、外部ですと専門業者を入れてそういった方を入れてそういったプロポーザルの方法なんか考えられるのかなという部分があるんですけども、その辺はいかがでしょう。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 様々な契約方法というのは、国土交通省の中を見ますとかなり見受けられます。我々もそういったものを参考にしているんですが、ただ非常に手間のかかるケースもあります。そういったことを、我々できる範囲の中でやらせていただいているという経過です。

今、外部の監査みたいな話ちょっとございますしたけれども、一般的に設計・施工一括発注方式だったりとか、今の話と非常に適しているなと思うのはいわゆるCM方式といいまして、コンストラクション・マネジメント方式というのがございます。外部の積算、工事の施工管理を別に行ってもらおうという方法も、今回の東日本大震災を教訓にしたやり方というのもありますので、そういった方法についての内容なども参考にしながら適切な契約に結びつけようと、適正な工事に結びつくようなそういった契約の中身も研究したいと思います。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 もう1点だけちょっと、いつも疑問というか不思議に思ったんですけども問題点かなと。学校の長寿命化なんかをやると、下水道なんかそうなんですけれども、維持管理がこれから出てくると思います。そういった中で、本市が発注することというのを前提としてされているのか、その辺メンテナンスですからこれは単年度じゃなくて、やはり複数年契約で行わなくちゃいけないというの中にはあると思うんですけども、そういった管理が地元発注というのはそういうふうな形で考えられるのか、ちょっとお伺いします。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 前段のご質疑からいくと、一般的な契約の方法としてプロポーザルの中でいわゆるライフサイクルコストというトータルなコストも比較していくという評価、それに

つなげて業者を選定していくという方法もあるなというふうにはまず思っております。ただそのようにいたしますと、大きな工事になってくるということになりますので、地元業者さんですとAランクの業者さんは数が少のうございます。Bランクの業者さんというのが非常に多うございますので、内容については地元業者さんでやれるものにこちらでそういう整理ができるかどうか。あるいは大きなもので進むというときには、JV方式を組ませていただく中で地元企業が参入できるような環境をつくるとか、そういった手だてを考えながら地元の業者さんを活用できるような、そういう工夫はしていきたいと思えます。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員、終わり。

○菅原委員 いいです。

○鎌田委員長 ほか、ご発言ございませんか。ちょっと志賀委員待って、ほかの方どうですか。志賀委員に回していいですか。

じゃあ、志賀委員。

○志賀委員 あと、ちょっとさっきの教育委員会の資料に戻るんですが、今回の資料の69ページと67ページのところに、これ再公募のスケジュールか。最初に公募のスケジュールがあって、これが変更されたんだね。この変更理由は何だったんですか。69ページには最初の公募がスケジュールされてあって、3月1日に公告及び参加表明・質疑受付となっているわけですね。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 申し訳ありません。もう一度、ちょっと。

○鎌田委員長 質疑の内容をもう一度具体的に。

○志賀委員 ああ、質疑の内容分かんないんだ。じゃあ、もう一回質疑します。

○鎌田委員長 ゆっくりお願いします。

○志賀委員 69ページ、公募に係るスケジュールというのが書いてありますよね。これは、3月1日に表明・質疑開始になっていますよね。だから、多分回議とかに合わせたのは、これを目指していったのかなと。その後、今度前のページに戻って67ページに再公募のスケジュールって載っておるんです。それが、契約まで至る段階のスケジュールと合致するわけだね。

○鎌田委員長 そいつ何行目。

○志賀委員 一番下。67ページの一番下に再公募のスケジュールって書いてあって、公募及び参加表明が平成31年4月1日と書いてあるね。それで、次のページまでいっているわけですね。

れども。これはなぜ結構変更があったのか、その理由を教えてください。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 大変失礼しました。

この69ページにある公募に係るスケジュールと申しますのが、このページでいうと56ページの①の指名委員会案件付議の下に書いてある1回目の公募型プロポーザルの公募を、3月1日からスタートしたのが69ページでございます。

たびたび申し訳ございません、56ページに戻っていただきますと、3月1日から先ほどの公募やったものの参加表明がなかったために、改めてプロポーザルの内容を分けまして指名委員会へ再案件付議を行って、再公募がこの⑤の公募型プロポーザル実施ということで、その⑤の公募型プロポーザル実施が先ほど67ページの下段の再公募のスケジュールという、下から徐々に新しいデータが上書きされているというようなホームページの表示になっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 理解できました。佐藤市政のやり方、そのままですね。

結局なかったというのは、誰も分かんないんだ、気がつかないんだ。そこがポイント。そこをあえてやるというところがポイント。

あと次に、今度廃棄物埋立処分場施設管理についてちょっと質疑させていただきます。

それで、これは平成31年度と令和2年度の2種類しか積算上は出ていないわけですが、令和2年度に新たな見積りをしているということになっているわけですが、それでこの令和2年度の契約が決まって予算が議会で承認された後、例えば令和2年の6月定例会で債務負担行為補正が出ているんですね。それによって、埋立処分は今度令和3・4・5年という部分で補正が出ていて、ちらっとね。これ、私ら全然知らなかったんですね。そういう詳しい説明を受けないで、複数年度の契約がそのまま議会で認められてしまっているということになっているわけですね。これは、令和2年度6月定例会の資料No.8なんですけれども、この4ページに廃棄物埋立処分場施設管理委託業務と、あと資源物選別回収業務委託、これが5年間の長期契約になっている。ああ資源物は別か。生活ごみですね、これが5年間。あと資源物回収、資源ごみですね。これが同じく5年間になっているということで、私自身は全然ここで長期契約しているという意識がなかったんですね。皆さん、委員の皆さんおありですか。

だから、結局こういうものの説明のときに、ただ債務負担行為とポンと書かれると、あまり認識しないんですよ、正直言って。それで、説明のときにちゃんと言ってくればいいですよ。だけれども聞いていないんだよね、説明ないということ。「あとは、あなた方勝手に見なさい」というスタンスなのか。もうちょっと丁寧にそういうところも、債務負担行為とかについての説明を説明会のときにちゃんとしていただきたいなというお願いなんです、この辺はいかがでしょう。

○鎌田委員長 資料から離れてきましたけれども、答えをいただけるわけですね。じゃあ、荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 ちょっと、すみませんでした。今回の内容でないんですが、今全体的なお話ということなのでお話しさせていただきますと、1つは勉強会ですね。この中で、確かに債務負担何件という説明しかしていないという部分ありますので、そういったところ説明できるようにこちらも話させます。

なお各所轄といいますか、付託される委員会では丁寧に説明していると思いますけれども、一部の議員さんということになってしまいますので、まず会派の勉強会、そういったところで丁寧にご説明できるようにこちらも工夫させていただきます。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひお願いします。我々も疎い者が多いものですから、やっぱりちゃんと教えていただかないと、それでしっかりとした審議をしたいと思います。

それと、もう一回戻りましてこの埋立処分施設ですね。これが、かなり見積の中身が変わってきております。それで、給与面においても一定程度変更されてきている。それと、あと一番変わったのは被服費とかが全くゼロになっているということなんです、これについては。

○鎌田委員長 ページはどこになりますか。

○志賀委員 11月11日資料ですね、206・207ページですね。207ページには作業服・被服費ということでこういうふうになっているんですが、令和2年度の231ページですね。ちょっと待って。20ページだね。ここでは、被服費は全く消えているんですね。ここなくした考え方というのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 20ページのどの部分なんですか。

○志賀委員 21ページです。消防費、被服費がないんですね。

○鎌田委員長 21ページね。じゃあ回答、末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

資料を改めて確認します。21ページが令和2年度の積算書の裏面、ご質疑の3番の消耗品費ありますけれども、一式となって1万円しか計上されていない。それに比べて前の年、令和元年度が207ページの上に消耗品費があるんですけれども、内訳で被服費と資材とかあるというところで、なぜ被服費が前の年あったのに令和2年度はないのかというご質疑でございます。

まず結論からいいますと、予算の範囲内で金額を調整したというのがあります。令和2年度の積算では、実は人件費も含めて全体で見直したという経過があるんですが、その中でこの被服費に関してはそのような形で扱って計上しなかったというのが事実でございます。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、例えば被服費というのは一般的に考えて一般管理費の中に含まれてくるものなのではないかなと思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

私もそう思います。令和2年度の積算の仕方については、人件費のうち手当を一般管理費というふうに扱っているんですが、国の考え方ですとかもしくは財政課がつくった委託の積算方法の中では、例えば一般管理費はパーセンテージで数字を積算することによって、その中に例えば被服費とか材料とか道具とか、そういったものも含まれるというふうな理屈で計上するものでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。多分そうだと思います。

それでその次資材費も、207ページの②ですね。ここに資材費として採石から様々50万円に何がしかの予算額があるんですが、令和2年になるとこれも全部削られているというところで、この埋立シーンでは碎石っていうのはかなり使っているんでしょうか。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

どのくらい使っているか、具体的なところはすみません、お答え私できないことなんですけれども、207ページ側の碎石・山砂等があるとおり、このくらいの量は使っているのかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。重点分野のときは、これが100万円単位で増えていた。年間200万円とか、何そんなに碎石に使ったのかなと思うんですけども、そういうことがありました。

あと、次に車両経費、これについては207ページでは車両経費の部分だと破碎機から油圧ショベルの保守点検、あと燃料費ですか、こういったものでトータルで238万円という積算がしてあって、それが令和2年度になると21ページですね、これが67万円に激減しているという状況にあるわけです。保守点検費なんかは、破碎機が40万円が10万円に、油圧ショベルが30万円が10万円にというふうな、あと破碎機の燃料費においても46万円が17万円というふうに減っているわけですが、実績をこれは反映したものなのか、予算上ただ減らしただけのものなのか、ちょっと教えてください。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 答えいたします。

まずこれ、基本的に燃料関係は実績で計上しているというふうに確認しております。ただし、今指摘のあった車両経費の燃料費のところ、燃料単価が極端に一気に安くなっている理由は別にありまして、経路取引税の課税免除制度というのが県税ですけれどももあるようです。令和元年度ではそれを見込んでいなくて、令和2年度はそちらの免税を受けた場合での燃料費というところで安くなったという経過でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 こういうところも、例えばこの事業というのは破碎機と油圧ショベル・ホイールローダ、これは塩竈市が所有しているものを業者が使っているということですよ。だから、むしろこういった保守点検費というのは、行政が本来費用として見るべきものではないのか、行政財産ですから。

それと、燃料費にしてもやはり幾ら動くか分からないわけですから、これにしてもやっぱり

行政側が実費精算してあげるという形にしたほうが、より現実的な数字が出てくるんでなかろうかなと考えるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 答えいたします。

委員おっしゃること、しごくもつともな部分があります。ご指摘のとおり、今の車両関係は市の所有物でして、それに対する保守点検ですとか燃料費の部分については委託料の中に入っているというのは、なかなかちょっとちぐはぐな部分を感じざるを得ない部分もございます。燃料費に関してはちょっとまず置いておいても、整備費に関してはやはり直結しているものですから、機械と直結しているものですから、ちょっと考え方としてはこの辺はもう一回考えておきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 まあ、細かいこういうところが、業者の方のもうけるところになってしまっているのがあるという感じもします。かといってぎりぎり絞っていけという話でもないし、やっぱり人件費なんかはこれ年々上がっていくわけですから、それはそれで正当に見積もっていくというところで、やはりどこの方でも入札に参加できるような明確な仕組みにしていってほしいのではないのかなと感じているわけですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 答えします。

そのように思います。一般競争入札という形には、曲がりなりにも契約形態を変えていますので、どの業者でも参入できるようにするのが当然入札を提供する我々の責務だと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 この埋立事業に関わらず清掃工場の運転管理業務、これは結局一定の技術者がいないとこの事業に関わることができないという一つの盲点的なところがありまして、長年同一業者がこれを請け負ってきたと。競争原理が働かないままであったということだと私は理解しているんですが、その辺については今後どのような対策をお考えなのか教えてください。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

埋立処分場に関していえば、今話に出たとおり各種特殊車両があるので、これを運転するための当然免許は必要になってくる。あとは最終処分場ですので、それを管理するための資格がございますから、これは当然要求としては入ってきますけれども、その資格を持っている業者はじゃあここだけなのかといたら当然そうではございませんので、この条件をしながらもきちんと他の業者が参入できるような門戸を広げることは必要だというふうに考えてございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それと、今度は清掃工場の運転管理ですね。今回の資料の47ページですか、ここに経過ということで公共下水道云々かんぬんで契約業者が出ていて、その業務の代替えだよというようなことが理由として書いてあるわけですが、この代替措置というのはごみ収集についてはそういう措置が取られていて、それで清掃工場の運転管理については平成15年から塩釜清掃センターに行ったわけですね。それで、平成23年の重点分野から残灰処理も塩釜清掃センターに委託するということになっていて、この経過の理由というのは当てはまらないんじゃないかなと私は思うわけですね。こじつけであろうと。

細かく見るとそういうことになってくるんですが、たとえこの経過の理由というものもちゃんと後々突っ込まれないようなしっかりとした理由を書きいただければなと思います。書類ですから、残ります。あと、誰も見なければそれはそれで済むんですが、こういった資料を出していただいてこうやって精査すると、そういう言葉遣いにおいてもまことにご都合主義といたら申し訳ないですけども、そういったところが出てきますので、しっかりと誰が見ても「ああ、そうだよな」と思えるような文言を並べていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えします。

そのとおりだと思います。随意契約にするために理由をつくっているような印象を受けます。今一般競争入札の立場から見れば、そう感じます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 こういった過去の契約の問題点をいろいろ指摘させていただきました。それで、これを踏まえて誰が見ても恥ずかしくない契約方法を取るということをお願いしたいのと、我々委員ももうちょっとしっかり勉強して、議会で説明されてそのまま真に受けないで、いろいろなことを調査していくということをしていかなければいけないのかなど。年間650万円もらって、市民からいろいろな調査権を委託されているわけですし、そういった意味で我々も自分を省みながら、襟を正してお互いにこれからもやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で私の質疑終わります。

○鎌田委員長 ほかがございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）なければこれで終わりとしたいんですが、その前に資料要求はありますか。

資料要求をしたいんですが、先ほどの志賀委員の質疑の中で指名委員会の内容ですね、会議の議事録があれば提出をいただきたいんですが。

○小高委員 会議録というか、回すときの会議。空調の関係で指名委員会を開催する時間がないということで、回された回覧物といいますか回議文書といいますか、その中身を要求したいということだと思います。（「カイギというのは回す回議。だから回覧板といったやつ」の声あり）

○鎌田委員長 ああ、なるほど、回覧板形式のね。ということで、その回覧板形式の回した回議の内容を提示いただきたいと思いますが、当局としてはいかがでしょうか。オーケーですか。もちろんね、空調関係です。教育委員会の管理のエアコンについての回覧形式で判をもらった、その内容について分かるような書類の提示をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○鈴木教育委員会教育部長 指名委員会等の回議というのは、財政課で持ち回りで決裁が回っているんですけれども、その際の何か議事録ということですか。

○鎌田委員長 分かるような資料ということですか。

○志賀委員 説明する文書というものを見せていると思うんだけど、ただ口頭だったの。判こももらわないで、回議なの。さっき言ったでしょう、回覧板か何か配付していると。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 指名委員会の持ち回り決裁でのヒアリングしかついていないんですけども、その中身というのは添付したいと思いますが、その中身は塩竈市の今回の空調整備の募集要項をつけて回議をしたという中身なんですけれども、そちらでよろしいですか。

○志賀委員 そのときに、回って歩いて説明した書類を一式出してください。

○高橋市民総務部財政課長 募集要領をつけて回したということですので。

○志賀委員 指名委員会に説明して歩いたんでしょう。その説明して歩いたときの資料があるわけでしょう。

○高橋市民総務部財政課長 それが、今回の公募の募集要項をつけて回したということ。

○鎌田委員長 それを出していただければいいんですね。資料の中にあるということですね、この。

○高橋市民総務部財政課長 今回資料の70ページ。

○鎌田委員長 何の資料ですか。

○高橋市民総務部財政課長 今回お配りした資料の70ページにあります募集要項、これを先ほどの回議の起案の下につけて説明をしながら、持ち回り決裁をしたということでございます。

○鎌田委員長 これ、何ページまで。

○高橋市民総務部財政課長 70ページから……。

○志賀委員 ということは、判こもらっていないっていう話なの。それを持って説明したけれども、判こもらっていないの。もらっているのか。

○鎌田委員長 判こを押してもらう折に、これを一緒に回したということね。

○高橋市民総務部財政課長 申し訳ありません。ちょっと、訂正させてもらいます。

これ、再公告の際の2回目の資料ですので、1回目は今回の資料にはついていないので、それは提出させていただきます。1回目の募集要項の資料については。

○鎌田委員長 ああ、ここにはないと。じゃあ、それを次出していただけるとのことですね。じゃあ、そういう形でよろしく願いいたします。

あとはいいですか、じゃあ。（「はい」の声あり）

では、以上で本委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 58 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二